

第2回関市・武儀郡4町村合併協議会会議録

平成15年5月27日(火)

関市役所6階大会議室

開 会 午前10時00分

- 1 会長あいさつ
- 2 新委員紹介
- 3 報告事項
報告第1号 合併協議に向けた確認書について
報告第2号 新市建設計画策定方針について
- 4 協議事項
議案第1号 協定項目について
議案第2号 合併の期日について
議案第3号 財産及び債務の取扱いについて
- 5 次回(第3回)協議会の協議事項
議会の議員の定数及び任期の取扱い
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
支所の取扱い
- 6 その他

合併協議会進行スケジュールについて

閉 会 午前11時27分

出席者(28名)

【関市】	会長	後藤昭夫	(市長)
	委員	石原教雅	(議長)
	委員	岡田洋一	(議員)
	委員	松井茂	(議員)
	委員	三ツ岩征夫	(議員)
	委員	野田豪一	(学識経験者)
【洞戸村】	委員	武藤未彦	(村長)
	委員	野村昭	(議長)
	委員	後藤明朗	(議員)
	委員	本田修	(議員)
	委員	野村真富	(学識経験者)
	委員	神山富幸	(学識経験者)
【板取村】	副会長	長屋勝司	(村長)
	委員	長屋幹夫	(議長)
	監査委員	田中善隆	(議員)

	委員	長屋	敏	(議員)
	委員	長屋	道郎	(学識経験者)
	委員	長屋	和幸	(学識経験者)
【武儀町】	委員	福田	尚雄	(町長)
	委員	池戸	久夫	(議長)
	委員	遠藤	慶司	(議員)
	委員	土屋	昭雄	(議員)
	委員	美濃羽	大祐	(学識経験者)
【上之保村】	委員	加藤	桂	(議長)
	委員	波多野	昭男	(議員)
	委員	長尾	匡雄	(議員)
	委員	河合	正則	(学識経験者)
	委員	波多野	勇	(学識経験者)

欠席者(2名)

【上之保村】	委員	波多野	保	(村長)
【武儀町】	委員	土屋	希睦	(学識経験者)

参与
オブザーバー

田代	一弘	(岐阜県中濃地域振興局長)
棚瀬	直美	(岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

幹事会

【関市】	西尾	治	(助役)
	森	義次	(総務部長)
【板取村】	長屋	賢治	(助役)
【武儀町】	森	弘	(助役)
【上之保村】	宇佐見	勝彦	(助役)

傍聴者(36名)

関市	: 14名	洞戸村	: 9名	板取村	: 1名
武儀町	: 4名	上之保村	: 2名	その他	: 6名

職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤川逸美	事務局次長	中村繁
------	------	-------	-----

午前 10 時 00 分 開会

開 会

事務局次長

皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから第 2 回関市・武儀郡 4 町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日の委員さんの出席につきましてでございますが、上之保の波多野委員さん、そして武儀町の土屋委員さん、お 2 人が本日御欠席との御連絡をいただいておりますが、本日の会議は定数を充足しておりまして、会議は成立していることをまずもって御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

おはようございます。

大変お忙しいお方ばかりでございますけれども、重要な会議でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

きょうが第 2 回の関市・武儀郡 4 町村合併協議会になるわけでございますけれども、4 月の統一選挙によりまして武儀町の町長さんが福田さんにおかわりになりましたということ、あるいは市町村の議会議員の選挙が行われまして、この合併協議会の委員さんがおかわりになったということでございます。ここに美濃市さんや武芸川町さんが出席されていないのが残念でございますけれども、今までの協議の内容を確認していただきまして、この参加市町村が円満に、そしてそれぞれの市町村の文化・伝統、そういうものを生かしながら住民本位のサービスの低下にならないようなすばらしい市をつくってまいりたいと存じております。これからの協議はたくさんの方の協議の項目がございまして、それぞれこれから幹事会、あるいは担当者の中で知恵を絞っていただけるものと確信をしております。ぜひ皆さんの御協力を心から願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。きょうは大変御苦労さまです。

事務局次長

ありがとうございました。

2 新委員紹介

事務局次長

それでは、2の新委員紹介に移らせていただきます。

事務局から御紹介をお願いします。

事務局長

おはようございます。

事務局長の藤川といいます。今後はいろいろお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今、会長からもお話がございました。選挙、あるいは区の役員の交代によりまして9名の委員さんが交代されましたので、私の方から新しくなられました方のみ読み上げて御紹介にかえさせていただきますと思ひます。

1ページをお開きください。

委員さんでございますが、関市、石原教雅委員、松井 茂委員、三ツ岩征夫委員、以上3名でございます。洞戸村、野村 昭委員、後藤明朗委員、野村真富委員、以上3名でございます。板取村、長屋 敏委員の1名でございます。武儀町、福田尚雄委員、池戸久夫委員の2名でございます。なお、上之保村につきましては、委員の交代はございませんでした。以上でございます。

事務局次長

ありがとうございました。

どうぞよろしくお願ひいたします。

では早速ですが、会議に入りたいと思ひます。

会議の議長は、会長がこれに当たるということになっておりますので、会長さん、よろしくお願ひいたします。

3 報告事項

議長

それでは、報告事項に入らせていただきます。

規約に従いまして議長を努めさせていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

本日の協議会の会議録署名委員を御指名させていただきますと思ひます。

板取村の長屋 敏様、そして武儀町の池戸久夫様のお二方にお願ひをいたします。よろしくお願ひします。

では、初めに報告事項でございますが、報告第1号の合併協議に向けた確認書について事務局から説明をお願ひいたします。

事務局長

それでは、報告第1号を御説明させていただきます。

2 ページをお開きください。

合併協議に向けた確認書について。

関市・武儀郡 4 町村合併協議会の設立に当たり、別紙のとおり関係市町村間で確認書を取り交わしたので報告するというものでございます。本日提出でございます。協議会会長 後藤昭夫でございます。

3 ページをお開きください。

4 ページにわたりまして確認書の内容を記載させていただいております。中濃地域市町村合併検討協議会での検討結果を踏まえ、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項に基づく関市・武儀郡 4 町村合併協議会の設置に当たり、下記事項について確認するというものでございまして、まず一つ目につきまして、合併に係る基本項目について 5 点上げてございます。合併の方式、関市への編入合併。合併の時期、平成 17 年 3 月までの間。市の名称、関市。事務所の位置、関市。財産及び債務の取り扱い、関市へ引き継ぐ。ただし、財産区については協議会において別途協議というものでございます。

2 点目といたしまして、行政制度の調整方針について。

まず基本原則でございますが、一体性確保の原則。このことにつきましては、合併後、速やかに一体性の確保に努めるという内容でございます。2 点目といたしまして、住民の福祉向上の原則。住民サービス及び住民福祉の向上に努めるというものでございます。3 点目といたしまして、負担公平の原則。行政格差を生じないように努めるというものでございます。4 点目といたしまして、健全な財政運営の原則といたしまして、合併後、健全な財政運営に努めるというものでございます。5 点目といたしまして、行政改革推進の原則といたしまして、事務事業の改善に努めるという内容になっております。

4 ページをお開きください。

基本的な考え方といたしまして、まず行政制度の調整に当たり、関市の制度に統一することを原則とする。2 点目といたしまして、洞戸村・板取村・武儀町・上之保村にしかない制度については、住民のサービスの低下を招かないことや住民生活に急激な変化をもたらさないことを原則に調整する。3 点目といたしまして、合併年度からの制度の統一を原則とするが、統一が難しい事項については合併後も継続して調整することとする。4 点目といたしまして、合併に際しては、当面、編入される町村の庁舎を有効活用した組織及び機構とし、行政サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。5、国・県等関係行政機関との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。

このような内容につきまして 5 通を作成し、各市町村が 1 通ずつ保有しているものでございます。なお、3 月 10 日に確認書を取り交わしたとい

う内容でございます。

以上でございます。

議長

ただいま御報告を申し上げましたこの確認書につきまして、法定協議会を設立に当たり、合併に係る基本5項目とその調整方針につきまして、関係市町村の間で確認されたものでございます。それぞれ御了解をいただいておりますが、内容について何か御質問・御意見等があれば伺いたいと思います。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑がないということでございますので、報告第1号につきましては、事務局の報告どおり御了承をいただいたと思います。どうもありがとうございました。

次に、報告第2号の新市建設計画の策定方針についてを事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、資料の5ページをお開きください。

報告第2号 新市建設計画策定方針について。

新市建設計画策定方針を別紙のとおり定めたので報告するというものでございます。本日提出、協議会会長 後藤昭夫でございます。

6ページをお開きください。

新市建設計画策定方針でございますが、まず最初に建設計画策定の趣旨ということで、4点掲げてございます。

関市・洞戸村・板取村・武儀町及び上之保村は、合併に伴う建設計画を策定し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示すというものでございます。2点目といたしまして、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を目指す。3点目といたしまして、新たな市として速やかな一体化を推進する。4、関係市町村の住民に対し、将来に対するビジョンと市町村合併に伴う効果を示すというものでございます。

2番目の計画策定の指針でございます。

これにつきましては12項目ございまして、(1)計画の実施を通じて地域住民の生活水準や文化水準が向上することを基本とする。(2)住民アンケートを実施し、住民が望む施策を反映した住民主体の計画とする。(3)住民サービスや負担については、行政格差を生じないよう一元化に努め、負担公平の原則に立ち、計画を策定する。また、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する。(4)施策分野ごとに、ハード建設事業だけでなく、ソフト事業も盛り込んだ総合的な計画とする。(5)計

画の策定に当たり、関係市町村の総合計画を尊重するとともに、新市としての全体的な見地から整合性を図り、一体性の確保に努める。(6) 計画の策定に当たり、関係市町村の重点事業に配慮し、施策の選定を行う。また、事業の緊急度、重要度、優先度、合併により期待できる効果等も十分に検討する。(7) 関係市町村の地域特性や特殊事情を考慮しながら計画を策定する。(8) 合併による効果が発揮、または期待できる新たな施策立案を目指す。(9) 新規公共施設等の整備については、関係市町村の要望に配慮しつつ、地域バランスや受益者割合及び財政事情を考慮しながら整備する。(10) 市税、地方交付税、国庫補助金、県補助金、地方債等の財源を過大に見積もることなく、合理的で健全な財政運営を行うための財政計画を策定し、計画内の事業との財源調整を図る。(11) 計画の実施を通じて適正な職員体制等の行政改革を推進し、行政組織及び運営の合理化を図る。(12) 事務事業の一元化による調整結果を反映した計画とする。

7 ページをお願いいたします。

3 といたしまして、計画の内容でございますが、まず計画の対象となる地域につきましては、関係市町村の地域、いわゆる 5 市町村でございます。

(2) といたしまして、計画の期間は合併後おおむね 10 年間とする。(3) といたしまして、計画の骨子でございますが、合併特例法第 5 条の規定により下記の項目を盛り込む。4 点ございまして、まず計画の基本方針、といたしまして、新市建設の根幹となる事業に関する項目、公共的施設の統合整備に関する項目、財政計画、以上 4 点でございます。

4 といたしまして、新市建設の根幹となる事業についてでございますが、7 点ございまして、(1) 対象事業は合併後の市のまちづくりの基本となるものとする。(2) 関係市町村の総合計画、中濃地域広域市町村圏計画及び過疎地域自立促進計画等を充分配慮する。(3) 具体的な施策は関係市町村の事業担当課や企画担当課と調整する。(4) 合併による効果が期待できる新規事業についても検討する。(5) 合併特例債等の地方債の活用は、将来の財政負担を十分考慮する。(6) 岐阜県が事業主体となる事業は、県と協議調整を行う。(7) 計画に盛り込まれる事業は、関係市町村の住民要望等を踏まえた事業や合併に際し必要となる事業が優先されるというものでございます。

続きまして、財政計画でございますが、12 点ございます。

まず(1) 健全な財政運営を行うことを原則とする。(2) 計画に定められた施策を実施するに当たり、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定する。(3) 事業の実施年度や優先度を判断する根拠とする。(4) 歳入については過大に見積もることなく、地方交付税等については将来予測及び国の動向等も考慮し推計する。(5) 各事業に係る補助金等の財源は、現行制度を基本として捕捉する。(6) 将来人

口フレーム等の各種統計データを参考にする。(7) 合併による住民負担負担金等でございますが の増減を反映させる。(8) 合併による国及び県の財政支援を反映させる。(9) 地方交付税の合併算定替特別終了後の15年後まで検証する。(10) 職員適正化等の行政改革による削減経費を反映させる。(11) 歳入・歳出の見積もり方法や推計となる根拠を明らかにする。(12) 事務事業調整により必要となる財政負担等も考慮する。以上でございます。

以上が策定方針でございますが、8ページから9ページにつきまして新市建設計画の概要についての案を取りまとめてございますので、簡単に御説明させていただきます。

新市建設計画の構成ですけれども、その から にございます序論、新市の概況、主要指標の見通し、新市建設計画の基本方針、新市の施策、新市における岐阜県事業の推進、公共的施設の統合整備、財政計画という8項目から作成したいという案を持っております。

住民アンケートの実施もいたしたいと考えておりました、目的といたしましては、地域住民の意見を反映させ、住民主体の計画を策定するためにアンケートを実施するというものでございまして、アンケート数は8,500を予定いたしております。なお、12年の国勢調査人口の約10%ということで、5市町村合計で人口が国勢調査によりますと8万5,378人になっております。実施時期は7月を予定いたしております。内容といたしましては、新市に期待する施策、どのような新市にしたいか、将来像やイメージ等を含めてお願いしたいという案を持っております。新市に対する住民の期待と重点施策について問う内容といたしまして、印をつける簡易な形式といたしまして、合併の是非は問わないという予定で考えております。

なお、その次の3番目の新市建設計画作成小委員会というものも第1回目の協議会の場で御承認いただきました。これに基づきまして、5市町村で合計25名の委員さんを選出させていただきたいと思っております。今月中に委員さんを選んでいただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。なお、内訳でございますが、各市町村から5名といたしまして、助役及び助役相当職それぞれ1名、合計5名でございます。それから市町村の職員代表それぞれ1名、合計5名。学識経験者それぞれ3名、合計15の25名でございます。協議事項でございますが、新市の基本理念や将来像の検討、新市の根幹となる事業に係る検討及び調整、新市の財政運営に関する検討、公共施設の統廃合に関する検討等を協議事項として盛り込みたいと考えております。開催数は今年度4回程度予定しているというものでございます。

なお、9ページにスケジュールを書かせていただいております。各市町村の主要事業の調査と調整を始めさせていただいておりますが、6月に第

1 回の小委員会をいたしまして、7月に、先ほど申しましたアンケート、それを分析いたしまして、2 回目の小委員会を9月に行います。そして、その中で住民アンケート分析と新市の将来像及び基本理念の検討、それから主要事業と財政計画の検討を行いまして、11月から12月にかけて中間報告及び住民への周知という内容、さらには県との事前協議を行いたい。それを受けまして3 回の小委員会も行いたいと思っております。年が明けまして、2月に第4 回の建設計画の作成小委員会を行いまして、これで最終報告書を提案させていただきたいと思っております。そして4月、新年度に関市・武儀郡4 町村合併協議会における承認をいただきまして、県知事及び総務大臣へ御報告すると、こんなようなスケジュール案を持っておりますのでよろしくお願い致します。

5 番目といたしまして、業務委託でございますが、4 点ございまして、事務局が作成する新市建設計画案に関する助言及び支援、住民アンケートの分析、人口フレームや世帯数の将来推計、新市建設計画の印刷製本ということで、この印刷製本の内訳でございますが、中間報告書 200 部、中間概要版 4,000 部、この 4,000 といひますのは、住民への周知、住民説明等が入ろうかと思っておりますが、それに向けた資料という考えであります。報告書 1,000 部、最終概要版 3 万部、これにつきましては、5 市町村全世帯へ配付したいという考えのもとに 3 万部という数字を上げました。予算額は 724 万 5,000 円ございまして、実はこの委託業者につきましては、5 月 15 日に 6 社によりまして指名競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社日本コンサルタントグループ名古屋営業所が税込みで 598 万 5,000 円で落札いたしております。なお、第 1 回の打ち合わせも既に先日行った状況でございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

その他の主要事業でございますが、県事業につきましては、4 月 15 日付で中濃地域振興局武儀事務所長さんへ照会中ございまして、約 2 ヶ月ぐらいかかるというお話でございますので、よろしくお願いしたいと思っておりますし、2 番目の市町村事業につきましては、建設事業につきましては、5 月 1 日付で各市町村へ照会中でございますので、この点も御理解いただきたいと思っております。新規住民サービス等のソフト事業については、後日また照会を行わせていただくというものでございます。なお、総合計画等の関連でございますが、各市町村の総合計画や中濃地域広域市町村計画及び過疎地域自立促進計画との整合性を図り、新市建設計画を策定すると、こういうことも十分意識しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長

以上、今説明をいたしました報告第 2 号の新市建設計画の策定方針についてでございますが、御質問や御意見がございましたらお伺いをいたした

いと思います。

こんなことで建設計画の策定を進めてまいりたいという内容でございます。よろしゅうございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、報告2号につきましては事務局の報告どおり御了承いただきたいと思います。

以上で報告事項は終わります。

4 協議事項

議長

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

議案第1号の協定項目についてを議題といたします。

説明を願います。

事務局長

それでは、お手元の資料10ページをお願いいたします。

議案第1号 協定項目について。

協定項目を別紙のとおりとし、各項目について協議を進めるものとするというものでございまして、5月27日提出、合併協議会会長 後藤昭夫でございます。

11ページをお開きください。

合併協議会における協定項目の案というものでございまして、大きく26ございます。なお、26番目については、さらに詳細な項目を28点にわたって上げてございます。読み上げます。

・基本協定項目。

1．合併の方式、2．合併の期日、3．新市の名称、4．新市の事務所の位置、5．財産及び債務の取扱い。

といたしまして、合併特例法に規定されている協定項目。

6．議会の議員の定数及び任期の取扱い、7．農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、8．地方税の取扱い、9．一般職員の身分の取扱い、10．新市建設計画の作成、11．一部事務組合等の取扱い、12．地域審議会の取扱いでございます。

といたしまして、その他必要な協定項目として提案させていただきます。

13．支所の取扱い、14．特別職の身分の取扱い、15．条例・規則の取扱い、16．事務組織及び機構の取扱い、17．使用料、手数料等の取扱い、18．公共的団体等の取扱い、19．補助金、交付金等の取扱い、20．町名・字名の取扱い、21．慣行の取扱い、22．国民健康保険事業の取扱い、23．介護保険事業の取扱い、24．消防団の取扱い、25．電算システム事業。12 ペ

ージをお願いいたします。26.といたしまして、各種事務事業の取扱いにつきまして読み上げます。男女共同参画事業、姉妹都市、国際交流事業、広報公聴事業、納税関係事業、消防防災関係事業、交通関係事業、窓口業務、保健衛生事業、これにつきましては保健事業と衛生事業がございます。障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業、保育事業、生活保護事業、その他の福祉事業というのを14番目として上げさせていただいております。健康づくり事業、ごみ収集業務事業、環境対策事業、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者・消費者関連事業、建設関係事業、上・下水道事業、小中学校の通学区域、学校教育関係事業、文化振興事業、コミュニティ施策、生涯学習関係事業、その他協議が必要な事業として28番目に上げさせていただきます。以上でございます。

13ページをお開きください。

その内容について簡単に御説明いたします。

まず、基本的協定項目でございますが、合併の方式は編入合併とします。合併の期日は17年3月までとします。それから、名称につきましては関市とします。事務所の位置、関市とします。財産及び債務の取扱い。各市町村が所有している財産(土地、建物、債権及び債務等)を関市に引き継ぎます。財産区の設置及び当該財産区の運営について協議します。これは、先ほど御説明したとおりでございます。

2番目でございますが、合併特例法に規定されている協定項目で議会の議員の定数及び任期の取扱いでございますが、編入合併の場合は編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の職員は失職するというものでございますが、特例措置もございます。後ほど御説明いたします。原則によるか特例措置を適用するかを協議します。

7、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございますが、編入合併の場合は編入する市町村の委員は在任し、編入される市町村の委員は失職するというので、これについても特例措置はございます。原則によるか特例措置を適用するかは協議をしていただきます。

8、地方税の取扱いでございます。合併後、直ちに合併市町村の全域にわたって均一の課税を実施するか、住民の負担に均衡を欠くこととならないよう、不均一課税(これは最大限5年間認められております)を実施するのかを協議します。

それから、一般職員の身分の取扱いでございますが、新設合併における関係市町村及び編入合併における編入される市町村においては、合併の際、市町村の法人格が消滅するために当該職員は失職することとなりますが、合併特例法の規定により引き続き身分の保障がなされています。給与及び勤務条件等に関して協議する必要がございます。

10の新市建設計画の作成でございますが、これにつきましては、先ほ

ど御説明いたしましたので割愛させていただきます。

11 の一部事務組合等の取扱いでございますが、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合には当該組織等は構成市町村とともに消滅するため、財産及び債務等の取扱いについて協議する必要がありますということでございますが、5市町村の場合はこれは適用となっております。合併関係市町村が他の市町村と構成している組織等がある場合、その取扱いについては協議していただくことになります。

それでは、14 ページをお願いいたします。12 の地域審議会の取扱いでございますが、住民には合併をすると住民の意見が施策に反映されにくい、行政サービスが低下するのではないかとといった不安、懸念がございます。これに対して合併特例法の規定では、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて市町村の区域ごとに地域審議会を置くことができる」と定めています。地域審議会は、新市の事務事業等に関し新市長の諮問に応じ審議し、意見を述べることができるというものでございます。

13 の支所の取扱いでございますが、新設合併、編入合併のいずれの場合でも従来の市役所 町村役場も含めてございますが を支所とすることが多く、位置、名称及び所管区域を条例で定めなければなりません。位置、名称、機構、業務内容、所管区域等について、新市の事務の効率化と住民の利便性の均衡が図れるよう十分に協議することが必要かと思われま

す。14 の特別職の身分の取扱いでございますが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職することとなるため、その処置についても御協議いただきます。

15、条例・規則の取扱いでございますが、編入合併の場合は編入する市町村の条例・規則が適用されることとなりますが、新市の事務事業の内容等によりましては、制定とか、あるいは改定が必要となるというものでございます。

16 の事務組織及び機構の取扱いでございます。合併関係市町村間で合併後、事務執行に支障がないよう協議しておく必要がございます。使用料、手数料等の取扱い。施設使用料及び事務手数料等に各市町村間の差がある場合は、住民の生活に影響を及ぼさないよう調整しておく必要がございます。

公共的団体等の取扱い。合併後も旧市町村単位で各種の公共団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面から必ずしも好ましいばかりではございません。そういう観点から、合併に際し、統一整備が図られるよう協議しますというものです。

それから、補助金、交付金等の取扱いでございますが、各種団体に対し交付している補助金等について、各市町村の補助制度の内容、条件等につ

いて従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を行う必要がございます。

町名・字名の取扱いでございますが、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとって愛着が深いものであるため、その取扱いに当たっては各市町村間で十分に協議する必要がございます。

15 ページでございますが、21、慣行の取扱い、市章、憲章、行事、宣言、花、木、鳥等、地域の伝統文化等との結びつきが強く愛着があるものであるため、取扱いについて協議します。

国民健康保険事業の取扱い。賦課方式、保険料率、納期等について一元化を図る必要がございます。

介護保険事業の取扱い。保険料や納期について調整・統一を図る必要がございます。

消防団の取扱い。合併時統合に向け、各市町村の組織構成、待遇等の取扱いについて協議します。

25 の電算システム事業。既存システムの統一、新システムの構築について協議します。なお、26 番目の各種事務事業の取扱いは、先ほど上げました 28 点でございますが、全体的には各市町村で実施している各種事務事業は、住民に対して直接影響を与えるものであり、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、事業計画の再編、制度の充実が図られるよう協議します。各市町村独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら合理化・効率化に努める必要があり、調整方針について協議します。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま第 1 号議案の協定項目につきまして、たくさんの項目を上げておりますが、これにつきまして御質問・御意見があれば、この際伺いたいと思います。

河合正則委員

上之保の河合でございます。

一つお尋ねいたします。14 ページの 15 番の条例・規則の取扱いについてでございますが、4 ページの 2 に、洞戸村・板取村・武儀町・上之保村にしかない制度については、住民サービスの低下を招かないように云々という項目があり、調整をするということになっておるんですが、15 の条例・規則の取扱いについて各町村単独の、また町村独自の条例についての協定をするという内容が抜けているように思うんですが、その扱いはどうなるのかお尋ねしたいと思います。

事務局長

今の御質問でございますが、4 ページにつきましては原則調整することとでございます。14 ページにつきましては、一番最後の行、15 の

一番最後の行でございますが、新市の事務事業の内容等により制定・改定が必要になります。これにつきましては、協議会の場でいろいろ御協議いただくわけでございますが、その前段といたしましては、助役、あるいは相当職を構成員といたします幹事会がございます。それから、部長、課長等を中心とする専門部会もございます。そういう中で十分御議論いただきまして、順番に協議を重ね、最終的には協議会で御協議いただくと、こういうスタンスで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河合正則委員

協定は、この最後の項目で協定の対象となると解釈させていただいてよろしいでしょうか。

事務局長

この大きな番号での 26 項目が協定項目としての対象でございます。したがって、その他必要な協定項目の 15 番の条例・規則の取扱い、この中に盛り込まれるかと思ひます。

河合正則委員

はい、わかりました。

議長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、原案どおり決定することにいたしたいと思ひますが、賛成の方は拍手をお願いします。

〔賛成者拍手〕

ありがとうございました。原案どおり決することにいたします。

続きまして、議案第 2 号の合併の期日についてを議題といたします。

事務局長

それでは、資料の 16 ページをお開きください。

議案第 2 号 合併の期日について。

合併の期日を別紙のとおり決定することについて承認を求めるというものでございます。5 月 27 日提出、協議会会長 後藤昭夫でございます。

それでは、17 ページをお開きください。

2 . 合併の期日、案といたしまして、合併の期日は平成 17 年 2 月 1 日火曜日とするというものでございます。

この日付に至った内容について御説明させていただきます。

まず、17 ページに参考資料が掲げてございます。これも御説明させていただきます。梓の中でございますが、合併の期日とは、合併協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、岐阜県の議決や国の所要の手續を得た後に定められた日をもって合併する日が合併の期日でございます。

下の行でございますが、市町村が合併するために関係市町村の各議会において議決してから、岐阜県知事への合併申請、岐阜県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、これは県の方からでございますが、さらには総務大臣が官報に告示など、さまざまな手続が定められており、相当の日数を要することとなりますので、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があるのではないかとと思われます。

2番目といたしまして、必ずしも特定の日に限られているものではないと思いますが、各団体のそれぞれの事情により期日が定められておるわけでございます。

3番目といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律の期限、これにつきましては平成17年3月31日となっておりますので、同期限までに合併が行われない場合は、法に基づく財政支援措置等は受けられないということになります。その主な財政措置でございますが、大きく2点ございまして、普通交付税の算定特例の期間延長というものでございます。これにつきましては、合併が行われた日の属する年度及びそれに続く10年間は合併前の区域で算定される額の合計額、いわゆる合算額を下回らないように算定し、その後の5年間にわたって当該算定による増加額を段階的に縮減、いわゆる減少していくわけでございます。合併特例債につきましては、新市建設計画に基づく次の事業、または基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り合併特例債を充当、いわゆる充当率は95%でございまして、その元利償還金の70%が普通交付税で措置されるという制度でございます。なお、その次の事業といたしますのは、合併市町村のまちづくりのための建設事業でございますし、基金といたしましては、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て、それを意味しております。

それでは、18ページをお開きください。

今、申し上げましたことを考えますと、このようなスケジュールが考えられます。合併手続の概要でございますが、まず一番左は関係市町村、いわゆる5市町村でございます。中ほどが県、県知事でございますし、一番右が総務大臣でございますが、先ほど御報告いたしました新市建設計画の報告でございますが、これについては来年の2月いっぱい報告書をつくり上げる予定しております。そして、それを随時、県とか国へ御報告する。それが最終的には16年の4月を予定しております。そして、協定項目について調印いただきまして、それぞれの5市町村の議会において議決をいただいて、合併申請書を作成して、県の方へ申請書を出して受理していただくと。そうしますと、県の方は県議会を2回行うということでございます。まず、今の予定では、定例会で考えますと、9月の県議会で、これに

つきましては市町村の廃置分合についての議決がまず必要かと思えます。そして、その決定に基づいて 12 月議会においては、新しい市ができたことに伴う関係条例の整理に関する県条例の議決が必要になるのではないかと考えられます。これが 12 月でございます。前後して申しわけございませんが、市町村の議決は 6 月議会という予定で組ませていただいております。そして、告示を得まして、年明けて 2 月に国の関係行政機関の長へ通知すると、このようなスケジュールを組ませていただいておりますが、先ほど言いましたように、合併特例法につきましては 17 年の 3 月末でございます。では、その 2 月 1 日からの 2 ヶ月間はということでございますが、関係市町村といたしましては、新市での新年度予算の審議とか、あるいは今後協議会の場で協議いただくわけでございますが、議会の議員の定数を決めていただきますが、その内容によっては増員選挙が必要になる可能性もございます。そういうことの実施を考えますと、2 月 1 日で御提案すると、こういうものでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

すみません、御報告が足りませんでした。

19 ページに先進事例というのが書いてございます。上の段につきましては、もう既に合併が終了したところでございます。上の段の下二つにつきましては、県内の山県市、瑞穂市がごらんの内容になっております。なお、今後の予定でございますが、県内それぞれの法定協議会ができておまして、それぞれの協議会の中で御議論いただいていると、こういう内容になっておりますので、御参考によろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

議長

ただいま御説明をいたしました合併期日につきまして、御質問・御意見がございましたら伺いたいと思えます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原案どおり決することにいたしたいと思えますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、議案第 3 号 財産及び債務の取扱いについてを議題と供します。説明願います。

事務局長

それでは、議案第 3 号 財産及び債務の取扱いについてでございます。

財産・債務の取扱いを別紙のとおり決定することについて承認を求めるといふものでございます。5 月 27 日提出、合併協議会会長 後藤昭夫でございます。

21 ページをお開きください。

財産及び債務の取扱いの案でございます。4 町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて関市に引き継ぐものとする。ただし、財産区が所有する財産は、引き続き財産区有財産とするというものでございます。それ以下、ずっと各市町村の財産を列挙させていただいております。21 ページに関市、洞戸村、板取村の行政財産、普通財産、22 ページに武儀町、上之保村及び5 市町村の合計の行政財産、普通財産、これを上げさせていただきました。なお、地方自治法によりますと、第7 条に市町村の廃置分合及び境界変更という中でここに書いてございますような法文がございますので、御参考によりしくお願いしたいと思います。

それから 23 ページでございますが、23 ページから 24 ページにつきましては有価証券及び出資による権利ということで、それぞれ株券、あるいは出資金、あるいは出捐金等が掲げてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから 25 ページにつきましては、車両等も含めたいわゆる物品でございます。それぞれ台数を書かせていただいております。合計 402 台ということでございます。

なお、下の段につきましては、債権でございます。関市と洞戸村、板取村はこのようにあるわけでございますが、武儀町及び上之保村につきましては債権はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから 26 ページ、上の段が基金でございます。ここに掲げてございますようなそれぞれの基金が上がっておりますし、中ほどからやや下につきましては 12 年度国勢調査の人口、合計 8 万 5,378 人でございますが、それで割りますと、人口 1 人当たりの基金の現在高がそれぞれ記載のとおりになりますので、よろしくお願ひします。

下の段につきましては債務でございます。同じように地方債、債務負担行為等を上げさせていただいております。同じく人口 1 人当たりの地方債の残高もこのような数字になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

27 ページでございますが、その他特定目的基金の明細でございまして、上の段がそのようになっております。それぞれの基金がごらんのとおりになっております。なお、武儀町と上之保村につきましては 28 ページに掲げてございますので、よろしくお願ひします。中ほどは定額運用基金、下の段は普通会計以外の基金ということで、それぞれの基金等の金額を調べさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから 29 ページでございますが、普通会計に属する地方債というものでございまして、これにつきましても 13 年度末現在高の決算統計から上げさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

30 ページにつきましては、普通会計以外、いわゆる特別会計と企業会計について上げさせていただいております。なお、企業会計につきましては関市のみでございます。

31 ページをお開きいただきますと、公営企業といたしまして、関市の水道事業がございます。それぞれの資産、あるいは負債、あるいは資本等を調べさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 32 ページでございますが、公共施設の状況でございます。道路延長から始まりまして、一番下の診療所まで、それぞれごらんのとおりの項目についてこのような数字になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから 33 ページでございますが、これにつきましては財産区でございまして、現在、財産区は関市と武儀町の 1 市 1 町にございます。関市は二つの財産区、武儀町は三つの財産区を保有しているというものでございます。なお、関市の広見財産区につきましては、武芸川町の二つの財産区と共有しておりますので、ここに掲げさせていただきましたような内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、これの取扱いでございますが、先進事例につきましては、山県市につきましては 3 市町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は財産区有財産として新市に引き継ぐというものでございますし、埼玉県さいたま市につきましても、3 市の財産は新市に引き継ぎます。それから東京都の西東京市、これは 2 市で合併いたしました。これもすべて新市に引き継ぐ。それから兵庫県の篠山市でございますが、これは 4 町が合併いたしておりますが、これにつきましても、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。それから畑財産区有財産というのがあるそうですが、それも新市に引き継ぐと、このような状況になっております。

それから 34 ページには、第三セクターと公社について調べさせていただきました。関市につきましては長良川鉄道、土地開発公社、洞戸村につきましてはラステンほらど、板取村につきましてはスイス村、武儀町につきましてはエコピア平成とこぶし街道、上之保村につきましてはハートランドかみのほというそれぞれの第三セクター及び公社がございます。それぞれの内容につきましては、ここに記載させていただいたとおりの内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、資料いろいろ添付させていただきましたが、これを踏まえまして御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ただいま膨大な財産・債務の取扱いについて事務局から説明をいたしました。この件につきまして御質問・御意見がございましたらお伺ひした

いと思います。

河合正則委員

上之保の河合でございます。

大変な資料の中で、事務局は大変だったろうと推察させていただきます。御苦労さまでございました。

総論においては、まず、異存はないわけなんでございますが、上之保の村有林につきましては、この特別な村民の思いがございまして、昔から上之保には6地区あるわけなんです、6地区にも大体多少多い少ないはあろうにしても、村有林というのがありまして、昔からその村有林は自分たちが守らないかんということで、奉仕作業ということで毎年木を植えたり、あるいは下刈りをしたり、あるいは木の手入れをしたりということで、村民の年中行事ということで今行っておるわけなんです。それがずっと先代からも続いてきておりまして、その自分たちの山という思いが非常に強くあるわけなんです。そして、この件についても、いいものだけ自分で残すというのは勝手という考え方もあるわけなんです、ほかのものについてはそうなんですけれども、そうした村有林については、まだ住民の納得がいくところまではいっていないと思います。私どももこの資料を見させていただいて初めて、ああこういうのがあるのかなということで認識しているんですが、住民への説明も、村長、あるいは説明会の中でも、こうした村有林そのものも全部関市に引き継ぐという徹底した説明もない状態で今現在きておりまして、村民の大半は、毎年夏から秋にかけてみんな弁当を持ちながら下刈り作業に出て行くという現状があるわけでございますので、ちょっとこの部分だけにつきまして、きょうの御承認を云々ということについて継続審議というのか、後で返答させていただく形がとれないのかなということをお願いしたいと思います。

事務局長

町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて関市に引き継ぐということございまして、今、御意見のございました細かい内容といいますが、その細部については今後協議させていただくということで御理解いただけないでしょうか。

河合正則委員

ということは、この部門だけ外していただけるといいう形もとり得るといいうふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。

議長

協議の対象にしたいという扱いでございますので、今後そういうものを含めまして幹事会等で協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

河合正則委員

きょうの議題の項目を見ますと、財産・債務の取扱いを別紙のとおり決定することについて承認を求めるとあるんです。だから、これできょう承認をすると、決定したことになってしまうということで、私どもは懸念をしているわけなんです。うちの議会の方、私はほかで出ておりますが、議会の方の皆さん方の御意見もお願いします。

加藤 桂委員

上之保の加藤でございます。

今、上之保の河合委員からも要望がございましたが、一応任意合併協議会で、すべての財産は関市へ引き継ぐという協定の中で各町村長が確認をして印鑑を押しておりますけれども、この3号議案につきまして、勝手な言い分でございますけれども、一応決定はされておるんですけれども、きょうの承認の中で、上之保議会としてももう一度村民の意向を酌んで協議をしたい、議決をしたいということも、まだ上之保議会でもその件については議決をしておりませんし、会議にもう一度諮っていきたいということもでございます。でき得ればこの3号議案の承認について、ほかのすべてのものについては結構でございますが、今、河合委員が言いましたことについては、できれば猶予願えれば大変ありがたいという気持ちでありますので、よろしくお願いします。

議長

それぞれにやはり村有林、町有林を持っていらっしゃる場所もあると思いますので、そういうことで、今御発言がございましたように、この件につきましては、第3回の協議会で協議するということにしても差し支えないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましては、そういうものを酌みまして第3回の協議会で協議するというので、きょうの議決項目から外していきたいと、このように思いますのでよろしくお願いします。皆さん、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように取扱いさせていただきます。

5 次回協議会の協議事項

議長

次に、次回(第3回)の協議会の協議事項について3項目がありますが、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、今、決めていただきました議案第3号につきましては、3回目の協議会で御審議いただくということでございますので、これから御説

明申し上げます3点及び1項目がふえることになるかと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。

それでは、36ページをお開きください。

次回協議会の協議事項といたしまして、ここに掲げてございます3点について御説明をさせていただきたいと思っております。

37ページをお開きください。

まず、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてお願いしたいと思っております。内容について御説明いたします。定数及び任期につきましては、原則といたしましては編入する関市の議員は任期中在任し、編入される洞戸村、板取村、武儀町、上之保村の議員は失職することになりますけれども、合併よりまして著しい人口増の場合は、新市全域を対象に増員選挙を行うということでございます。先ほど申し上げましたように、5市町村を合計いたしますと8万5,378人でございまして、5万人以上10万人未満の場合は30名というのが議員定数の上限に自治法でなっております。したがって、関市は今現在23名でございまして、7人の増員枠、いわゆる7名以内の増員が可能ということでございます。これが原則でございます。それから、特例といたしまして大きく二つ上げてございまして、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数をとるということで、これは増加分は編入された区域に入るもので、後ほど絵等で詳しく御説明したいと思っております。

2番目といたしまして、編入される市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。いわゆる在任特例といわれるものでございます。そして、さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数をとることができるということでございまして、定数特例については合併特例法の6条第2項、第5項にございまして、増員選挙は合併後50日以内に行うということでございます。それから、関市の議員の残任期間に限り編入される町村ごとに選挙区を設けて、その区域の人口を関市の人口で割って得た数に関市の議員の定数に乗じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもって議会の議員の定数とすることができる、非常に長く書いてございまして、いわゆる関市が23名で12年の国勢調査で7万4,000人ほどでございまして、それをベースにいたしまして各町村の国調の人口を比例いたしまして、1以上になった場合には四捨五入の議員の人数、1未満の場合は繰り上げて1名ということで計算させていただきます。後ほど数字が出てきておりますが、そうしますと、に書いてございまして関市23名プラス増員数はそれぞれ町村1名となりまして、27名になります。そして、2年後、6年後、30人以内の定数により一般選挙を行うというものでございます。

38 ページをお開きください。

ここは在任特例でございます、関市の残任期間は約 2 年間でございます。平成 19 年の 4 月 30 日までが今の議員さんの任期でございますから、その間の残任期間があるということでございます。そして、でございますが、関市の残任期間の約 2 年間、この括弧に書いてございますが、平成 19 年の 4 月 30 日でございますが、5 市町村議員さんは現在 71 名いらっしゃいます。その在任も可能ということでございます。

それから、中ほどから下でございますが、先ほど数字の案分と申し上げましたが、増員数でございます。ここに書いてありますような計算式をさせていただきます。例えば洞戸村さんを例にとらせていただきますと、編入する市町村の関市の旧定数 23 掛ける洞戸村の人口 2,316 人割る編入する関市の人口 7 万 4,438 人で計算いたします。そうしますと、一番下の表の中ほどに計算という欄がございますが、そこに 0.72、0.59、1.30、0.77 となりまして、1 未満は繰り上げ、1 以上は四捨五入ということでございますから、すべて 1 となりまして、4 人増員と、このような形になっております。

それでは、39 ページをお願いしたいと思います。

これをもう少しわかりやすくといえますか、図式化したのが 39 ページでございますが、まず、原則でいくのか特例でいくのかというのでございますが、合併期日、先ほど 17 年 2 月 1 日と決めていただきました。そこを基礎といたしまして、関市の議会の残任期間、19 年 4 月 30 日までの間、一般選挙によるのか、特例の場合の定数特例を使うのか、在任特例を使うのか。そして、特例の場合の定数特例の場合も一般選挙でいくのか定数特例を使っていくのか。あるいは在任特例の場合に、その 19 年の 4 月 30 日以後、一般選挙でいくのか定数特例でいくのか、それぞれについて今後、御協議をお願いしたいと思うわけでございます。

40 ページをお開きください。

これを図式化したものがそれぞれ参考 1 から次のページの参考 5 までございますが、まず、参考 1 でございますが、原則でございます、ここにございますような 71 人の合計の議員さんが、増員選挙で 30 人以内ということでございますから、関市 23 はそのまま在任、それから新市全体で 7 名以内の増員選挙を実施、これが原則でございます。

それから参考 2 の定数特例でございますが、関市の議員数に対する人口割でございます、先ほど御説明いたしましたように、関市は在任いたしまして、各他の 4 町村につきましては、それぞれ 1 名の増員選挙をしていただいて、19 年の 4 月 30 日までの任期という方法でございます。

参考の 3 でございますが、定数特例を 2 回実施する場合でございます、これにつきましては参考 2 と同じ方法をまずとりまして、その後一般選

拳の定数特例というのを採用する。同じことを2回続けるといいますが、そういう方法でございます。

41 ページをお開きいただきたいと思うんですが、参考4でございますが、これにつきましては在任特例でございますして、71名がそのまま関市の議員さんの任期まで議員職を務めていただくという方法が参考4でございます。

それから参考5でございますが、在任特例の後に定数特例を実施するというものでございまして、19年の4月30日まで71名にそのまま在任していただいて、その後、一般選挙で定数特例の27を使っていただくと、こういう5通りの方法があるということでございますので、よろしく願いいたします。

それから42ページでございますが、これは参考ということでよろしくお願ひしたいんですが、議員さんの場合には退職年金及び退職一時金という制度がございまして、特に退職年金につきましては12年以上の在任の方に適用されております。がしかし、合併によりまして12年に満たない場合、いわゆる8年以上12年未満の方がみえた場合に、中ほどに書いてあるような支給率の割合をもって適用ができるという特例でございます。なお、下の段は5市町村の議員さんの報酬でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから43ページにつきましては、今御説明しました内容についての市町村の合併の特例に関する法律を抜粋させていただきましたので、御参考によろしくお願ひしたいと思ひます。以上が議員の関係でございます。

続きまして44ページへまいりまして、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。これにつきましては44ページに書いてございますように、関市は定数25に対して選挙委員と選任委員で20名、洞戸村は19に対して17、板取村は17に対して15、武儀町は17に対して15、上之保は19に対して15、それぞれ農業委員の方がいらっしゃいます。なお、これにつきましては、それぞれの行政区域の面積とか農地面積、農家戸数が選択の場で必要になってきておりますので、下の段にそれぞれ書かせていただきました。区域面積は4万4,453ヘクタール、農地面積は3,144ヘクタール、農家戸数は3,522戸ということになっております。

45ページをお開きください。それを選択肢として大きく三つの方法がございます。まず一つは一番上の原則でございますが、これについては二通りございまして、まずは編入する関市の委員の身分に変動はございませんが、編入される4町村の委員は失職するというのが参考1で、後ほど説明します。

参考2といたしましては、40人を超えないところでの在任期間があるという方法でございます。

それから、中ほどの旧市町村区域ごとに複数の農業委員会を置く場合も二通りございまして、参考3になっておりますが、従前の農業委員会をそのまま存続し、従前の委員が在任する方法と農業委員会法の第34条第1項の特例を適用する方法がございまして。

それから、一番下でございまして、旧市町村の区域によらないという場合の複数の農業委員会を置く場合でございまして、これにつきましては、合併後1年を超えない期間で10人以上80人を超えない範囲で在任することができる、こんなような内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

46 ページでございまして、今申し上げました項目について図式化したものでございまして、まず、参考1でございまして、先ほど御説明いたしましたそれぞれ市町村の農業委員の皆さんが、関市は在任し、そして他の4町村は失職するとなりますと、真ん中のような形になります。そして、その後、法で定めてございまして選挙による農業委員の方が10名から30名以内、それから選任は7名以内という枠の中で任期3年をとるという方法でございまして。この7名以内というのは、議会推薦が5名以内、それから農業協同組合、農業共済組合、各1名以内で合計7名以内ということでございます。

それから参考2でございまして、一つの農業委員会を置く場合の在任特例というものでございまして、これにつきましては関市は在任し、そして4町村につきましては40人以内で在任するというものでございまして。これにつきましては、特例の第8条に記載いたしてございまして、17年の7月19日までこのような形になります。そして、その後、一般選挙を行うと、こういうことでございます。

それから47ページでございまして、参考3でございまして、旧市町村の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合、これにつきましては参考3、参考4も同じでございまして、まず、参考3でございまして。現在の82名がそのまま17年の7月19日、この日が現在の委員さんの任期でございますので、それまで在任していただいて、その後、ここに記載してございまして人数をもって3年間の一般選挙を行う。

それから4番目でございまして、やはり同じく17年7月19日まで在任していただいて、その後、いわゆる原則と同じ人数の一般選挙を行う方法、これが4番目でございまして。

それから48ページでございまして、これは参考5の旧市町村の区域によらないという場合でございまして。これにつきましては、例えばでございまして、例を挙げてこういう枠組みで大変恐縮しておりますが、例えばの例で御理解いただきたいと思うわけですが、関市、そして洞戸村と板取村で一つ、武儀町と上之保村で一つというように、現在の区域によらないと

いう選択肢もあるわけでございます。その場合には、まず1年間以内で、ここに書いてございますような人数の定員で選んでいただいて、そして、その後3年任期でいわゆる一般選挙を行っていただく、こういういろいろな選択肢がございまして、今後、御協議していただく中で御参考にさせていただきたいと思っております。

なお、49ページには、そういうことに関する法律が書いてございます。その中で第3条の2項でございまして、区域が著しく大きい市町村、またはその区域の農地面積が著しく大きい市町村で、政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村の区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができるというその政令でございまして、そのページの一番下に書いてございます。1条の3項でございまして、その区域面積が2万4,000ヘクタールを超える市町村、またはその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村ということでございまして、先ほど御説明の中で、区域面積は4万4,453ヘクタールでございましたから、これに該当するわけです。ちなみに、農地面積は3,144ヘクタールですから、これにちょっと該当しませんが、またはということでございまして、2以上を選択できるということでございまして、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

なお、50ページにつきましては、先ほど人数のところでは30人以下というのが出てきておりましたが、これにつきましては、中ほどの区分のところの2に該当いたします。1と3については外れるわけでございまして、その2が該当いたしますので30人以下と、このような形になるかと思っております。

なお、51ページにつきましては、今御説明したものに關する農業委員会の委員の定数及び任期に關する法令、52ページも同じでございまして、特例に關する法律、それぞれ抜粋して記載させていただきましたので、御参考によろしくお願ひしたいと思っております。

それから、最後に53ページでございまして、支所の取扱いでございまして、これにつきましては、地方自治法を上げさせていただいております。読み上げますと、普通地方公共団体の長は、その権限に屬する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県に於ては支庁及び地方事務所、市町村に於ては支所または出張所を設けることができるということでございまして、これは条例で定めなければならないというのが2項でございまして、

そして、枠の中でございまして、支所と出張所の意味合いでございまして、支所とは市区町村の全部事務 あるいはほかの参考資料を見ますと、事務を全般的に分掌するという字句も載っておりましたが、を執行するものであつて、この設置は交通不便の地、あるいは市町村の廢

置分合等により従前の市町村役場を廃止せずして支所とする場合等であり、したがって、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。そして、出張所とは、住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向がなくても済む程度の簡易な事務を処理するために設置する、いわゆる市役所または町村役場の窓口の延長という観念、これが出張所でございます。

なお、支所機能のほかの協議会での例をちょっと4点ほど挙げさせていただいておりますが、各地域の振興を目的とした業務を処理する地域振興部門を設置、2点といたしまして、地域住民の利便性を図るために住民サービスの窓口となる総合窓口部門を設置、3点といたしまして、各地域の産業振興、基盤整備の推進・管理等を目的に事業部門を設置、4点といたしまして、生涯教育等の充実を目的とした教育部門の設置、こんなような例もございますので、御参考によろしくお願いしたいと思っております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

議長

次回の第3回の協議会で協議する事項3項目について今、説明いたしましたが、議会の議員の定数及び任期、農業委員会の委員の定数及び任期のいろいろその選択肢について説明がございましたので、また支所の取扱い、こういうものについて今後の協議事項として、また詳細については、幹事会、それから助役会等で、よく各市町村の御意見を反映するように聞きまして、また原案を提案していきたいということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

6 その他

議長

それでは、6の合併協議会の進行スケジュールについて説明願います。

事務局長

それでは、私たち第1回目の協議会の3月31日以降、いろいろ事務をやらせていただいておりますが、今までの経緯、並びに今後のスケジュール案について御説明させていただきたいと思っておりますので、A3の大きな紙でございますが、54ページになりますが、よろしくお願したいと思っております。

まず、一番上の段に合併協議会、中ほどに事務事業一元化作業、例規、電算システム、新市建設計画と振ってございます。

まず、合併協議会でございますが、きょう5月27日、第2回協議会というふうになっております。その後、このような予定のもとに協議会を開かせていただきまして、来年度早々には協議会をすべて終了させていただ

き、6月初めには協定書を決定し、調印式に臨む。そして、先ほど御説明いたしましたように、6月議会において各市町村議会の議決をいただき、県への合併の申請書を提出し、そして、9月議会と12月議会によって県議会を開いていただく。そして、総務大臣による告示によりまして2月1日に新市を誕生させ、必要とあらば増員選挙をその後行う。さらには新年度の予算の御協議といたしますか、議論もしていただくと、こんなような協議会のスケジュールを組んでおります。

なお、その下に細長く書いてございますが、協定項目の協議決定、括弧として組織により取りまとめが終了した案件から協議会へは提案させていただきますので、よろしく願いたいと思いますし、幹事会は原則として各協議会開催前に開催し、その他必要に応じて随時開催させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それから、一元化作業でございますが、これにつきましては一次調査と二次調査に分けております。一次調査につきましては、既に14年度からスタートいたしておりまして、2,600項目拾い出しました。これにつきましてはほぼ終了の域に達しておるわけでございます。そして、二次調査につきましては、まず関市から拾い出しまして、今、関市の二次調査分が随時上がってきております。恐らく1,200項目くらいになるかと思えます。それを4町村それぞれにお配りする中で、その内容について町村でのせていただいて、さらに新しい項目がございますれば、それにプラスをするということでございますので、現在の段階では3,800プラスアルファの項目になるかなというふうに考えております。それを課長、あるいは係長を中心とする分科会がございますが、その中で十分議論していただいてすり合わせをしていただきますが、もう既にかなりの分科会で協議をされております。分科会は31ございますが、それぞれの職員の方が頑張っていていただいている状況でございます。そして、分科会の上に専門部会と幹事会がございます、この分科会において調整が行われた項目について随時開催させていただきたいと思えます。右は先ほどの協定項目のそのままでございますから、説明は割愛させていただきます。

それから、その下の例規でございますが、先ほどもお話がございました例規について、いろいろこれも調整していかなくてはなりません。これも随時進めてまいりまして、16年の秋ごろには例規も確定していきたいと、かように思います。

さらに大きな事業といたしまして、電算システム、これの統一化の問題もでございます。これにつきましても、ここがございますような検討、実施設計、あるいは改修工事、LAN工事も含めてですが、いたしまして、セットアップからテスト運用、これも16年度中に終了したいというふうに考えております。

それから、下の新市建設計画は、先ほど詳しく御説明いたしましたが、このような委員会を4回ほど設けさせていただいて、そして県知事及び総務大臣に御報告できるように進めてまいりたいと、このような事務局としてのスケジュール案を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

大変な作業でございますけれども、皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいま説明いたしましたスケジュールにつきまして、御意見・御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、このようなスケジュールでいけば順調に進んでいくというふうに思ひますけれども、中にはいろんな御意見が出ようかと思ひますが、積極的な御意見を承りまして、納得のいく新市建設計画、新市が生まれるようにお互いの住民のために皆さん知恵を絞って努力してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょう提案されました事項につきましては、全部終了いたしました。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この次までに物すごい宿題を出しましたので、その宿題を熟慮・検討していただきまして、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。本当にきょうはありがとうございました。

午前 11 時 27 分 閉会